

平成 27 年 5 月 28 日
厚生労働省政策統括官決定

厚生労働省独立行政法人評価実施要領

本実施要領は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）及び独立行政法人の評価に関する指針（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「評価指針」という。）に基づき、厚生労働大臣が所管する独立行政法人（以下「法人」という。）の評価に当たっての基準等について定めるものである。

1. 評価体制

通則法第 32 条又は第 35 条の 6 の規定に基づく法人の業務の実績に関する評価は、政策に関する責任の一貫性及び評価の的確性等を確保するため、法人を所管する部局（以下「法人所管部局」という。）が中心となって実施する。具体的には、法人所管部局が評価書案を作成した上で、評価の客観性を担保するため、政策統括官において当該評価書案の評価結果を点検し、決定することとする。

2. 評価単位の設定

項目別評価は、評価指針に基づき、原則、中（長）期目標を定めた項目を評価単位として評価を行う。ただし、中期目標管理法人の事務及び事業並びに国立研究開発法人の研究開発に係る事務及び事業以外の事務及び事業については、的確な評価を実施するため、より細分化した単位で項目別評価を行うことは妨げない。

3. 外部有識者の知見の活用

法人のうち中期目標管理法人の類型に該当するものの業務の実績に関する評価を行うに当たっては、その業務の特性に応じた実効性のある評価を行うために有識者の知見を活用することを目的とし、独立行政法人評価に関する有識者会議の開催等により、外部有識者からの意見聴取を行うこととする。

なお、法人のうち国立研究開発法人の類型に該当するものの業務の実績に関する評価を行うに当たっては、研究開発の専門性等に鑑み、通則法上位置付けられている研究開発に関する審議会（以下「研究開発審議会」という。）を開催し、研究開発に係る事務及び事業以外の事務及び事業に関する事項についても、意見聴取を行うこととする。

4. 総合評価の評価基準

総合評価は、次の評価基準により行うこととする。

- ① 項目別評定を付した各評価項目の評定（S～D）を点数化（5～1）する。
- ② 各評価項目のうち、目標策定（国立研究開発法人の場合は目標策定及び評価軸の設定）において重要度が高い業務とされたものについては、①の結果に係数2を乗じて点数化する。
- ③ ①及び②を踏まえ、項目別評定の加重平均を算出する。
- ④ ③の結果を基礎とし、政策上の要請や情勢の変化等、全体評定に影響を与える事象を加味した上で、総合評定を付す。その際、法人全体の信用を失墜させる事象が生じた場合には、その程度に応じ項目別評定を基礎とした場合の評定から更に引下げを行うなど、評価指針を踏まえた評定を付すこととする。

5. 評価のスケジュール等

（1）年度評価

【中期目標管理法入】

- ① 各法人は、6月末までに、通則法第32条第2項に基づき作成する報告書（以下「自己評価書」という。）及び評価に必要な資料を法人所管部局に提出し、速やかに公表する。
- ② 法人所管部局は、自己評価書を活用し、その内容を踏まえて評価書原案を作成する。
- ③ 法人の長等からのヒアリング、外部有識者からの意見聴取などを経て、原則として7月下旬まで（見込評価を行う年度の場合は7月中旬まで）に、評価書案を政策統括官に提出する。
- ④ 政策統括官は、提出された評価書案について、評価指針及び本実施要領に基づいたものであるか等について点検を行う。
- ⑤ 法人所管部局は、当該点検結果を踏まえ、原則として、8月上旬まで（見込評価を行う年度の場合は7月末まで）に決裁（政策統括官は合議）を完了し、評価書を決定するとともに、法人及び独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）に評価結果を通知し、公表する。

【国立研究開発法人】

- ① 各法人は、6月末までに、通則法第35条の6第3項に基づき作成する自己評価書及び評価に必要な資料を法人所管部局に提出し、速やかに公表する。
- ② 法人所管部局は、自己評価書を活用し、その内容を踏まえて評価書原案を作成する。
- ③ 法人の長等からのヒアリングを実施するほか、研究開発審議会において、通則法第35条の6第6項において意見を聴取することとされている事項並びに研究開発に係る事務及び事業以外の事務及び事業に関する事項について意見を聴取するなどを経て、原則として7月下旬まで（見込評価を行う年度の場合は7月中旬まで）に、評価書案を政策統括官へ提出する。
- ④ 政策統括官は、提出された評価書案について、評価指針及び本実施要領に基づいたものであるか等について点検を行う。
- ⑤ 法人所管部局は、当該点検結果を踏まえ、原則として、8月上旬まで（見込評価を行う年度の場合は7月末まで）に決裁（政策統括官は合議）を完

了し、評価書を決定するとともに、法人及び委員会に評価結果を通知し、公表する。

(2) 中期目標期間評価・中長期目標期間評価（見込評価・期間実績評価・中長期目標期間中間評価）

【中期目標管理法人】

- ① 各法人は、6月末までに、通則法第32条第2項に基づき作成する自己評価書及び評価に必要な資料を法人所管部局に提出し、速やかに公表する。
- ② 法人所管部局は、自己評価書を活用し、その内容を踏まえて評価書原案を作成する。
- ③ 法人の長等からのヒアリング、外部有識者からの意見聴取などを経て、原則として8月上旬まで（見込評価は7月下旬まで）に、評価書案を政策統括官に提出する。
- ④ 政策統括官は、提出された評価書案について、評価指針及び本実施要領に基づいたものであるか等について点検を行う。
- ⑤ 法人所管部局は、当該点検結果を踏まえ、原則として、8月中旬まで（見込評価は8月上旬まで）に決裁（政策統括官は合議）を完了し、評価書を決定するとともに、法人及び委員会に評価結果を通知し、公表する。

【国立研究開発法人】

- ① 各法人は、6月末までに、通則法第35条の6第3項及び第4項に基づき作成する自己評価書及び評価に必要な資料を法人所管部局に提出し、速やかに公表する。
- ② 法人所管部局は、自己評価書を活用し、その内容を踏まえて評価書原案を作成する。
- ③ 法人の長等からのヒアリングを実施するほか、研究開発審議会において、通則法第35条の6第6項において意見を聴取することとされている事項並びに研究開発に係る事務及び事業以外の事務及び事業に関する事項について意見を聴取するなどを経て、原則として8月上旬まで（見込評価は7月下旬まで）に、評価書案を政策統括官へ提出する。
- ④ 政策統括官は、提出された評価書案について、評価指針及び本実施要領に基づいたものであるか等について点検を行う。
- ⑤ 法人所管部局は、当該点検結果を踏まえ、原則として、8月中旬まで（見込評価は8月上旬まで）に決裁（政策統括官は合議）を完了し、評価を決定するとともに、法人及び委員会に評価結果を通知し、公表する。

6. 共管法人の取扱い

共管法人の評価は、厚生労働大臣が所管する業務の性質や共管法人の業務全体に占める当該業務の位置付け等を踏まえ、関係府省と連携して行うものとする。

なお、その際には、評価手続の重複を排除するなど効率的な評価を行うことを基本とし、評価について必要な事項は、関係府省と調整の上、定めることとする。

7. 本実施要領の見直し

本実施要領は、評価指針について見直しが行われた場合を含め、必要に応じ、政策統括官において、見直しを行うものとする。

8. その他

以上に定めるもののほか、法人の評価の実施に当たって必要な事項は、政策統括官において別に定める。